

〈学会報告〉

資本の論理と財務報告の論理 —概念枠組みプロジェクトの概要—

FASB/IASB Update
-An Overview of Conceptual Framework Projects-

来栖 正利*
Masatoshi Kurusu

本稿は財務会計基準審議会(FASB: Financial Accounting Standards Board)と国際会計基準審議会(IASB: International Accounting Standards Board)とが共同作業として取り組んでいる概念枠組みプロジェクトの概要を紹介する。なお、この内容はアメリカ会計研究学会の年次総会の開催前に実施されたワークショップの内容に基づいている。

キーワード: 資本提供者、質的特性、資産と負債の定義、報告実体、支配

はじめに

財務会計基準審議会(FASB: Financial Accounting Standards Board)と国際会計基準審議会(IASB: International Accounting Standards Board)との共同作業の一つである概念枠組みプロジェクトの概要を紹介することが本稿の目的である。抜本的な改定が予定されている概念枠組みの内容を紹介し、筆者(来栖)が関心を持った項目に関するコメントを提示することが本稿の目的である。

本稿は‘FASB/IASB Update-Part I’と題する CPE ワークショップ(Continuing Professional Education)の内容をまとめたものである。開催日時等は次の通りである。2008年8月3日(日曜日)の08:00から11:30AMまで行われた。本稿が扱っている内容は Thomas J. Linsmeier(FASB)が行った報告内容をベースにしているものの、筆者が加筆および補足している。

概念枠組みの詳細を知ることが容易である[FASB(2008-a, 2008-b)]。しかしながら、当該枠組みの作成者が、どの項目を強調しているのか、その理由が何かといったことを知るには、当該プロジェクトに関わっているメンバーの話に耳を傾けることが最善である。個人的見解であるとの断りがあるものの、メンバーが聴衆に向かって話すメッセージは様々な情報を提供してくれる。本稿はこのメッセージを書きとどめることを目的としている。

本稿が果たし得る貢献を述べることにしよう。概念枠組みプロジェクトに携わっているメンバーが直接語るメッセージは、既刊の出版物を精読するよりも多くの情報を伝えるだろう。例え

ば、当該プロジェクトが今後どのように進展するののかという疑問をプロジェクトメンバーが語るメッセージから適切に読み取ることができるだろう。出版物の「行間」を理解する最善な手段は、その「著者」の話に注意深く耳を傾けるということである。

概念枠組みプロジェクトの中からプロジェクトメンバーが重要視している可能性の高い事項に基づいて作成された「二次情報」は、当該プロジェクトの成り行きに関心を持っている読者の知的好奇心を喚起するだろう。筆者が参加したセミナーの内容を数多くの読者と共有することは、新たな解釈または考えるきっかけを得ることになるだろう。これらは読者が行っている研究活動に少なからず示唆を与えるものと期待できるだろう。

本稿の構成は次の通りである。概念枠組みの概要プロジェクトを構成するいくつかの段階の中から、次の五つの項目を要約する：①概念枠組みを作成する目的、②一般目的財務報告が具備すべき質的特性、③資産と負債の定義、④一般目的財務報告の対象を規定する報告実体、そして⑤報告実体を構成する実体間の関係を決定づける支配概念の内容である。なお、コメントは適宜、項目毎に提示される。そして、むすびを述べて本稿を終える。

概念枠組みの意義¹⁾

1. 目的

概念枠組みの再構築に関する意義は次の通りである。財務会計基準設定主体が首尾一貫した概念枠組みを構築することによって、財務報告の利用者は諸概念を理解、活用し、財務報告を理解できるようになる。この目的を達成するために、概念枠組みの作業が目指すことは、既存の諸概念を収斂、改訂、関連づけ、体系立て、そして財務会計基準の設定作業との整合性を図ることである。

一般目的財務報告の作成目的を設けることは、概念枠組みの基礎を設けることを意味する。概念枠組みを構成する他の側面 - 質的特性、財務諸表の諸要素、報告実体の定義²⁾、認識と測定、そして表示と開示 - は、一般目的財務報告の作成目的に基づいて論理的に導くことができる。したがって、これらの諸側面は次に述べる一般目的財務報告が果たすべき目的の達成を確実なものにしてくれる。

一般目的財務報告が果たすべき目的は、現在および潜在的な持分投資家、債権者、そしてその他の債権者に、財務報告を行う企業体に関する情報を提供することである。一般目的財務報告の利用者の目的は、資本の提供者またはある企業体の経営資源に対する請求権保有者として、意思決定を行うことである。利用者の意思決定に役立つ情報を提供することは資本市場の効率的な資源配分の実現を支援することになる。

一般目的財務報告の利用者を特定する理由は次の通りである。資本提供者は、ある企業体に資本を提供する。この資本を経営資源として活用する企業体は、経済資源に対する請求権を資本提供者に与える。一般目的財務報告利用者の関心は拠出資本(経済資源)に関する情報である。したがって、一般目的財務報告は企業体の経済資源(諸資産)とそれに対する請求権(持分と諸負債)に関す

る情報を提供すべきなのである。

資本提供者は、通常、企業実体に対して経済資源である現金を投資する。投資目的は拠出資本の増加分を稼得することである。したがって、資本提供者は①企業実体の将来キャッシュ・フローの量、そのタイミング、そしてその不確実性を評価すること、および②法律や規制の遵守に基づく経済資源の効率的な活用に関する経営者の受託責任の程度を評価することにも関心を持っている。

2. 質的特性

一般目的財務報告の目的を達成するための基礎は財務報告を有用にする属性である。財務報告は経済現象を文字や数値で表現する。ここで経済現象とは、経済資源、経済資源に対する請求権、取引、他の事象、そしてこれらを変化させる環境を含む。したがって、有用な財務報告とは、表現される経済現象が目的に適合していること(relevance)と忠実に表現されていること(faithful representation)を兼ね備えている。

経済現象に関する情報が目的関連性を持っているという場合、資本提供者は自身の能力に基づいて重要な意思決定を行うことができる。この目的に沿った財務報告は予測価値(predictive value)と確認価値(confirmatory/feedback value)を持っている。予測価値とは、将来に関する自身の期待を形成する資本提供者の思考過程に、経済現象に関する情報が何らかの価値を与えるならば、当該情報に予測価値があるという。

経済現象に関する情報が確認価値を持っているという場合、当該情報を使用することによって、資本提供者は以前の評価に基づいて形成した過去または現在の期待を確認または修正することができる。なお、経済現象に関する情報をもつ予測価値と確認価値とは相互関連性を持つ。つまり、経済現象に関する情報が予測価値を持っているという場合、通常、当該情報は確認価値も持っていると考えることができる。

他方、経済現象に関する情報が忠実に表現されている(信頼可能である)場合、財務報告に表現された経済現象が完全であること、中立に表現されていること、そして重大な誤りがないと言える。ある経済現象を欠いた財務報告は誤りである、もしくは利用者を誤導させる可能性がある。このような財務報告が完全であるとは言わない。そして、経済現象をバイアスなく表現した財務報告を、経済現象を中立に表現した財務報告という。

しかしながら、信頼性ある財務報告とは、完全に誤りがなく経済現象を表現していることを意味しない。なぜならば、財務報告に表現される経済現象が、一般に、不確実な状況下で測定されているからである。大半の財務報告は経営者の判断を含むさまざまな見積もりを加味した経済現象を表している。完全かつ中立な見積もりが望ましいものの、見積もりが正確さを維持し、経済現象を忠実に表現するために必要なのである。

3. 資産と負債の定義

財務報告を構成する五つの要素のうち、資産と負債の定義づけを検討した。現在有効な資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある特定の企業実体が稼得または支配していることが確からしい将来の経済便益を資産と定義づける。この定義は改善の余地がある、なぜならば、次の用語の意味が明確ではないからである：「確からしい(相当な)」、「将来の経済便益」、「過去の取引または事象」、そして「支配」という用語である。

「支配」という用語に関する疑問点を指摘したい。「連結」という用語と互換性があると解釈すれば、経営者の派遣といった人材派遣による実質支配をどのように財務諸表上に表示するのかという問題が生じる。そして、それにともなつて生じる可能性がある「将来の経済便益」の見積りまたは説明という問題も生じるだろう。これは人材派遣がもたらす将来の経済便益の適切な見積もり(評価方法)を検討する必要があるということである。

他方、現在有効な負債の定義は次の通りである。ある企業実体の負債とは、当該実体に執行を求められることができる現時点での経済的債務である。当該定義の特徴は三つある。(1)資産の定義と対応して導出されている点、(2)負債を定義づけるさい生じうる確率や過去の事象を明示する必要がない点、そして(3)執行を求められることができる外部当事者に対する債務だけ負債と定義づけることができるという点である。

負債の定義に関する筆者の疑問点を述べることにする。訴訟費用の見積額を負債として計上するさい、公平価値を算定して当該見積額を負債計上する⁴⁾。経営者が想定した期日通りに訴訟判決が下され結審すれば、当該負債の見積計上は財務諸表利用者にとって有用な情報となり得る。しかしながら、裁判が長期に渡る可能性、それにともなつて増額する可能性が高い訴訟費用の見積額を正確に見積もることができるのかという疑問を持った。

前述の点を所与としても次の疑問がまだ残る。裁判の長期化にともなつて増額する可能性の高い訴訟費用の過小または過大見積りは、いずれも資本提供者を誤導する可能性を生む。当該見積額の負債計上が資本提供者の正確な意思決定を妨げる可能性を新たに生み出しかねない公平価値に基づく評価が、結局、資本提供者の意思決定に有用な情報を提供する評価方法といえるのだろうかという疑問を抱いた。

4. 報告実体と支配

報告実体とは、現在および潜在的な持分投資家、債権者、そしてその他の債権者が関心を持っている明示された事業活動のことである。ある企業実体が事業活動に関して報告が求められる場合、それは報告実体を報告することである。一般に、報告実体とは、一組の財務報告の対象になる企業実体のことを意味する。なお、財務会計基準設定活動を支援する報告実体という概念を構築する以上、さらに検討する余地がある⁴⁾。

しかしながら、報告実体という概念を正確に定義づけることは不要である。とはいえ、一般目

的財務報告を論じる過程において、報告実態という概念を正確に定義づけることなく報告実体の構成要素に関する一般指針を提供できるのか否かという問題が残る。特に重要な問題は、報告実体の構成要素の決定方法および報告実体の境界を決定する場合における法の構造との関連性である。

例えば、報告実体は法人でなければならないのだろうか。予備的な考えを述べれば、報告実体が法人であることは、報告実体が存在すると結論付けるための十分条件であって必要条件ではない。むしろ、一つの単位として表示されている複数の企業実体から構成される報告実体が既に存在しているのである。つまり、連結または結合財務諸表が一般的であるものの、複数の(企業)実体を結びつける支配の概念を検討してこなかったのである。

ある企業実体の支配とは、実体の財務および経営政策を方向付ける能力のことを意味する。その能力は、当該実体が生み出す(1)便益を享受する(損失の発現を減らす)、(2)便益を増加させる、維持する、または守る(損失の量を減らす)ために使用される。ここで、支配という用語をグループ報告実体の構成を決める基礎として使用する場合、概念レベルに留めるべき支配という用語は報告実体を決定する重要なキーになる。

資産の定義づけよりも報告実体を最初に特定すべき理由は、被支配会社から支配会社である親会社へ、そして最終的には親会社の資本提供者へと環流するキャッシュ・フローとその他の便益は、被支配会社の活動状況とこれらの活動を方向付ける支配会社の行動に著しく左右されるからである。したがって、支配する実体と複数の被支配実体との関係を特定し、その上で資産の定義付けを行うことが望ましいのである。

むすび

企業という組織が「資本(マネー)」で構成されているという視点に基づいて、概念枠組みが作成されようとしている。会計基準設定主体が会計基準設定の基礎をファイナンスの考えに完全に移行したと同時に、それを明確に打ち出したというのが筆者の率直な感想である。会計学者がようやく企業という組織の本質に着目したともいえる。発生主義または取得原価主義を特徴とする企業会計の視点は時代遅れになったのだろうか。

財務諸表の利用目的を明確にしたことは、財務諸表利用者には有用になるだろう。このことは、企業実体の活動内容を、財務諸表を通じて、一般大衆に知らしめるという役割が制限されてしまうことを示唆する。概念枠組みが定義づける財務諸表利用者を一般大衆と考えれば、当該利用者の財務諸表の理解度が問題になる。したがって、投資家保護という問題が今以上に身近な問題になる前に、会計学者が果たす役割を再考する必要がある。

筆者が理解する範囲で、一般に、投資家保護とは適時情報開示の実施を意味していると思われる。果たして、適時情報開示の実施が投資家保護に資する実務といえるのかという疑問を筆者は持つ。残念ながら、金融商品取引法の整備が投資家保護を担保できないというのが筆者の視点である。少

なくとも、投資家が知り得る「不確実性」の定義と経営者さえもが知り得ない「不確実性」のそれとを情報開示制度で規定することがまず必要である。

その上で、情報開示制度が行うべきことは、誰もが予測できない「不確実性」に関して、経営者が行ったことが何か、なぜそうなのかに関する詳細な情報の公開を求めることである。そのさい、将来に関する予想と見積もりとを明確に区別した質的情報の開示も併せて求める。ここで求められる情報は、将来が「当たる」情報の開示ではなく、将来という「不確実」な状態に対して、「現在」、何を考え、何をしたのか、なぜなのかということである。

企業が生み出すキャッシュ・フローや利益の担い手は経営者という役割を担っている人間である。この行為主体を理解した上で、その行為主体の行動(意思決定)が適切か否かを判断することの方が最善な意思決定であると筆者は信じている。このような視点に基づいて財務諸表が果たすべきことは、企業実体の担い手である経営者の行為を適切に理解できる情報を利用者に提供することである。

会計学研究において、会計基準/理論のあるべき姿を探究することや会計情報の有用性を分析することが主たる研究活動となっている。これらの研究活動の意義を踏まえた上で、会計を行う主体に着目した研究の必要性を感じている。これは会計を行う行為主体の行動原理の解明を目的とする研究活動である。この研究活動をさらに充実させるには学際研究に対する寛容な姿勢が求められ、当該研究がさらに活況を呈することを期待したい。

<注>

- 1) 概念枠組みプロジェクトは次の諸段階に分かれている。A.目的と質的特性、B.財務諸表の諸要素と認識、C.測定、D.報告実体、E.表示と開示、F.枠組み、目的そして状況、G.非営利組織への適用可能性、そしてH.包括枠組みである。
- 2) 報告実体(reporting entity)または企業実体(business entity)とは、いずれも一般目的財務報告を作成する企業のことである。本稿は配付資料に記載された表記方法をそのまま踏襲する。
- 3) FASB's Lawyer Bonanza: Review & Outlook, *The Wall Street Journal*, (Thursday, August 7, 2008), p.A12.
- 4) Linsmeier が何を意図してこの点を指摘したのか筆者は推測できなかった。

<参考文献>

- Financial Accounting Standards Board (FASB), 2008-a, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Exposure Draft, Financial Accounting Series No.1570-100, Norwalk, Conn.: FASB.
- _____, 2008-b, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Reporting Entity*, Preliminary Views, Financial Accounting Series No.1580-100, Norwalk, Conn.: FASB.